

令和 4 年 3 月 4 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月4日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港港整備交付金工事））
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（日間賀島渡船ターミナル）
- 日程第8 議案第4号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第9 議案第5号 教育長の任命同意について
- 日程第10 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第19 議案第15号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第20 議案第16号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第17号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和4年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第29 請願第1号 「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一							
総	務	部	長	滝	本	恭	史	総	務	課	長	内	田	純	慈				
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	神	谷	和	伸

企画財政課長	滝本 功	まちづくり推進室長	高田 順平
建設経済部長	鈴木 淳二	建設課長	山本 剛
産業振興課長	奥川 広康	水道課長	坂本 有二
厚生部長	大岩 幹治	住民福祉課長	宮地 利佳
保険年金室長	山下 忠仁	健康介護課長	田中 直之
健康子育て室長	相川 和英	環境課長	富田 和彦
教育長	高橋 篤	教育部長	鈴木 茂夫
学校教育課長	鈴木 和芳	社会教育課長	森 崇史
学校給食センター所長	山本 剛資	会計管理者兼会計課長	山本 有里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保 美保	主 査	小坂 有一
--------	--------	-----	-------

[開会 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中、3月定例議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、オリンピックの感動をかき消す爆音、閉幕4日後、破壊と殺りくを繰り返す自由とは名ばかりのプーチン大統領の言動、これが現代社会の現実か、国連の圧倒的多数でのロシア非難決議、それを無視する独裁国家のなせる業、大変悲しく思います。

そして、国内では、まん延防止等重点措置、愛知県を含む18都道府県が再延長の見込みなど各種の報道、連日のように暗い記事がトップに掲載されています。

晴天の昨日、散策がてら聖崎公園に出向いたところ、河津桜が濃いピンクのリボンのように開花し、卒業式に笑顔咲く春を届けていました。本当に実感できる心に春は訪れることを願っております。

本日は、新年度予算を含め、多くの議案が提出されております。円滑な議会運営に御協力をお願いいたします。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。現在、愛知県はまん延防止等重点措置となっており、町内において依然、感染者が出ております。対策をいま一度徹底するため、引き続き傍聴者の皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での傍聴とさせていただきますことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、基本的な感染防止対策をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付して

おります。

また、議案質疑確認書を事前に送付しておりますので、同様の質疑をされないよう御留意ください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、山本優作議員、3番、鈴木浩二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

おはようございます。

では、本日ここに令和4年第1回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日お越しくございました傍聴者の皆様には、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本定例会にて令和4年度の一般会計当初予算をはじめ、重要諸議案の審議をお願いするに当たり、時間をいただきまして、私のまちづくりに対します施政方針を述べさせていただきます。

初めに、この場をお借りいたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療をはじめ、地域の安全・安心を守るためのお仕事に従事されている皆様に敬意を表するとともに、この御尽力に心より感謝申し上げます。また、町民の皆様にも感染の拡大防止に御理解と御協力をいただき、心より御礼申し上げます。

本町では、町民の皆様の安全・安心な暮らしと健康を守るため、新型コロナウイルスワクチン接種の実施や、感染症対策の呼びかけに加え、事業者の方々、町民の皆様の一助となるよう、様々な施策を実施してまいりました。今後も引き続き国や県と連携を図りながら、町民の皆様の安全・安心な暮らしを守ることに全力を挙げ、直面する課題に対し、全身全霊で取り組んでまいります。

さて、令和4年度は町長3期目の最終年度となります。平成23年1月に日本一住みやすい町、人口減少ストップを掲げ、町長に就任をさせていただきましたが、就任48日目の3月11日に東日本大震災が発生しました。未曾有の被害を受けながらも、被災された市町村長の堂々とした姿勢は、私の精神的支えとなり、また目指す姿として、常にその姿を胸に秘め、町長の仕事に精進してきました。そして、東日本大震災を受け、住民の生命や財産を守るための安全・安心のまちづくりを私のやるべき第一の政策とし、各地区の防災拠点の整備、地域との協働の下で、自主防災組織の設立や拡充を行い、地域防災力の強化に努めてまいりました。

町長に就任して以来、私たちを取り巻く社会状況の変化に柔軟に対応し、その時代に合った政策を展開したきたつもりではございましたが、いまだに人口減少ストップを解消することができず、さらに老朽化した公共施設の更新など、本町が抱える課題は山積んでいます。

特に老朽化した公共施設の更新には膨大な費用が必要となるため、地域の実情に合った公共施設の在り方を検討し、皆様の御理解を得ながら、公共施設による行政サービスを効率的かつ効果的に進めていく必要があります。

昨年度は、本町のまちづくりの指針となる第7次南知多町総合計画を策定いたしましたが、策定する中で、本町を取り巻く現状や課題を洗い出し、将来の本町が進むべき方向に向け、今取り組まなければならない課題がはっきり見えてまいりました。

今後は、第7次総合計画の後期計画に基づき、将来イメージである「絆・選ばれる理由があるまち」の実現のため、地域で育む人づくり、地元をにぎわす仕事づくり、安心できるまちづくりの3つの基本目標プラス行財政マネジメントを柱とし、本町が抱える

課題と真正面から向き合い、南知多町が将来にわたって存続し続けるため、一步一步着実に歩みを進めてまいります。

また、柱の一つであります行財政マネジメントでは、町民の満足度向上、職員の働き方改革、持続可能な財政基盤の構築を推進し、公共施設の更新についても力強く実行してまいります。

さて、令和4年度予算編成は、第7次総合計画の将来イメージ実現のため、また持続可能な財政基盤構築のために、3つの基本方針に基づき、予算編成に取り組みました。

1つは、人口減少による税収の減少などの要因により、厳しい財政状況が続いている状況の中、住民サービスの水準維持に配慮し、住民の理解と協力を得ながら、持続可能な行財政運営を実現する。そのためには、慣例にとらわれることなく、真に必要な施策に予算が重点配分されるべく一層の効率化を図ること。

2つ目は、喫緊の課題である老朽化した公共施設等の更新について、財政負担も大きく、町のみでは対応するには難しい課題も多く存在することから、今後の維持管理等に係る経費を考慮し、人口減少、少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大胆に見直すとともに、官業を民間に開放し、民間のノウハウや資金を活用するなど、柔軟に対応すること。

3つ目は、歳出の抑制に向け、知恵と工夫を凝らし、常に最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、課題を克服するために、住民サービスの低下につながる重要な補助金の見直しは我々の人件費削減にも踏み込まざるを得ない。この危機感を共有し、職員一人一人がコスト意識を持って取り組むこと、この3つでございます。

厳しい財政状況の中、慣例にとらわれず、職員で知恵を出し合い、検討・査定を重ねた結果、住民サービスを低下させず、真に必要な事業に重点的に予算配分ができたと評価をいたしております。

それでは、令和4年度に実施いたします事業内容につきまして、第7次総合計画の3つの重点政策に沿って説明をさせていただきます。

3つの重点政策の1つ目であります。

子育て支援と教育の充実は、南知多町の宝であり、未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、特に重点的に予算配分を行い、次世代育成のため、特色のある事業を計画したものであります。

1つ目の事業は、子ども公共交通費無償化事業であります。これは、子どもたちが公

公共交通機関を利用し、町全体を学びの場所として活用ができるよう、南知多町在住の小・中学生に対し、バス、知多バス師崎線、海っこバス及び名鉄海上観光船（師崎港から両島間）の無償化を行うものであります。

次に、おうちで子育て応援金事業といたしまして、保育所等に入所していない児童で、ゼロ歳児、10か月から2歳児を在宅で育児する世帯へ応援金を支給し、保育所に入る前のお子様の健やかな成長を応援いたします。

次に、ファミリーサポートセンター事業といたしまして、子育ての援助を受けたい人で行いたい人をマッチングするファミリーサポートセンターを立ち上げ、会員の登録、マッチング、提供会員への研修を実施し、子育て環境の充実を図ります。

次に、母子健康保健事業の一環として、子どもの弱視や屈折異常の早期発見・治療につなげるため、目の屈折検査機器を導入し、3歳児健診時に目の屈折検査を行います。

次に、入学お祝い金事業といたしまして、令和4年度入学予定の児童・生徒の保護者にお祝い金を支給し、子育て支援の充実を図ります。

次に、地産地消で進める食育推進事業といたしまして、地元生産者等と連携し、地元食材を学校給食に提供することで、学校給食における地場産物の活用の推進を図るとともに、生産者への感謝の心、地域の食文化や自然の恩恵に対する理解を深め、児童・生徒に郷土に誇りが持てるよう食育の推進をまいります。

2つ目の産業の活性化と雇用の確保につきましては、農漁業者の新規就業者への支援を引き続き実施するとともに、水産業強化対策整備事業といたしまして、篠島漁業協同組合が実施する製氷施設整備に対する補助を行い、漁業生産基盤の向上及び安定化を進めてまいります。

また、観光におきましても、コロナの影響を受けている観光事業者への支援、並びにアフターコロナを見据えた観光振興に力を注ぐとともに、老朽化した師崎港観光センターや内海観光センターの施設整備については、引き続き民間の資金と経営能力、技術力を可能な限り活用し、早期建て替えを目指してまいります。

3つ目の定住支援につきましては、選ばれる町の実現に向け、風光明媚な南知多町の自然、魅力を守るため、景観計画の策定を進めるとともに、人口減少、少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大胆に見直すため、地域の皆様の理解を得ながら、公共施設再配置計画の策定を進め、魅力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、高齢者敬老事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症のため中止してお

りました敬老まつりの内容を変え、新しく南知多町福祉敬老フェアとして実施いたします。

次に、環境保全対策事業といたしまして、汚水処理人口普及率を向上させるため、合併処理浄化槽への転換に対し補助金の上乗せを引き続き行い、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めてまいります。

次に、ごみ減量化対策事業といたしまして、生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金の拡充を行い、ごみ減量化に対する意識の向上を図ります。

また、3つの重点政策以外ではございますが、中学校再編事業といたしまして、内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校、日間賀中学校の再編を進め、統合場所となる内海中学校の施設整備やスクールバスの購入を行うとともに、新校舎建設基本構想を作成し、魅力ある学校づくりへの取組を進めてまいります。

コロナ感染症予防対策、経済対策につきましては、令和4年度においても、引き続き地域の経済状況、感染状況を踏まえ、国や県と連携を図りながら、補正予算により適切かつ迅速に対応してまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、これらの事業を推進、継続していくには、持続可能な財政基盤の構築が必要不可欠であります。人口減少による歳入の減少、今後の公共施設の更新による歳出の増加が見込まれる状況の中、これまで以上の行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、事業の推進については、事業の重要性・必要性を鑑み、優先順位をつけながら着実に必要な事業を展開してまいります。

そして、私たち職員一人一人が住民の皆様の意見や要望を理解し、信頼を高めるよう、より一層の努力をいたしてまいります。

結びとなりますが、「絆・選ばれる理由があるまち」を皆様とともに作り上げられるよう、全職員一丸となって取り組み、邁進してまいりますので、議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年度に向けての施政方針とさせていただきます。

続きまして、諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、御報告とともにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況は、1月中旬より第6波の影響で、町内においても感染が拡大し、1月と2月で283人の方が感染し、特に2月は二十歳未満の方で全体の3

分の1を占め、子ども世代への感染が拡大しており、大変厳しい状況となっております。

現在、愛知県全域でまん延防止等重点措置により、感染拡大の抑制に取り組んでおります。町民の皆様におかれましては、引き続き手指消毒の徹底や3密の回避、換気など、日常的な感染予防の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、1月27日より集団接種を開始し、2月末現在2,179人、対象者の36.9%の方が接種を終えております。個別接種も始まっておりますので、まだ接種されていない方につきましては、感染予防、重症化予防のため、接種いただきますようお願い申し上げます。

今後も感染状況により必要な対策を講じてまいりますので、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻せるよう、御協力をお願い申し上げます。

次に、内海地区の太陽光発電設備設置計画について御報告申し上げます。

内海地区の太陽光発電事業につきましては、法人1事業者とその社員3名の計4事業者が大きく分けて5地区において94か所の太陽光発電設備を設置する計画となっておりますが、土地造成の段階において、無届けの森林伐採や町道などの公共施設の破損などがあったため、町及び県が連携し、関係法令の確認、原状回復指導などを行いました。昨年の12月18日に行われました第1回住民説明会では、参加された住民の皆様から多くの意見や不安の声がありました。その後、事業者は中部経済産業局、県、町の指導や住民の皆様の見解を受け止め、最終的には当初計画していた94か所の太陽光発電事業を中止いたしました。

2月13日には、第2回住民説明会が行われ、事業の白紙撤回と伐採した森林や破損した町道等の復旧方法等についての説明がありました。今後、町としましては、事業者の行う復旧事業が確実に履行されるよう指導していきたいと考えております。

次に、猿の情報について御報告申し上げます。

昨年12月24日から町内で猿の目撃情報が寄せられるようになりました。猿は、内海から豊浜へ移動し、年末から大井、片名、師崎を転々とするようになりました。師崎地区で多く目撃されるようになったため、1月20日に捕獲用のおりを設置し、町公式ホームページやメール配信サービスで注意喚起を行ってまいりました。

2月10日には2つ目のおりを設置し、町職員で捕獲に当たってまいりましたが、2月14日に住民が襲われ、かまれるなど被害が出たため、2月16日より駆除業者に依頼し、町職員も人員を動員し捕獲に当たり、2月17日捕獲に成功いたしました。

その後、しばらく目撃情報はありませんでした。3月に入り、片名で2頭の日撃情報が寄せられましたので、今後も情報収集に努め、動向を注視してまいります。

次に、小・中学校の再編につきまして御報告申し上げます。

小学校につきましては、最終回となります第6回の小学校再編委員会が1月14日に開催されました。みさき小学校の4月開校に向けて経過報告が行われ、大井小学校と師崎小学校の閉校式、みさき小学校の開校式などについて検討されました。大井小学校は3月24日、師崎小学校は3月26日に閉校式が挙行されます。みさき小学校の開校式は4月5日に挙行されます。

中学校につきましては、1月26日に第1回の中学校再編委員会が開催されました。また、1月30日に生徒による第1回の中学校再編生徒準備委員会が開催されました。令和5年4月の統合に係る内海、豊浜、師崎、日間賀の4中学校からそれぞれ生徒代表2名ずつ参加していただき、内海中学校に集まって話し合いをし、施設見学もしていただきました。関係各位の御尽力に厚く感謝申し上げます。

中学校再編委員会は、3月17日に第2回、令和4年度に入り6回開催される予定です。会議の内容などは、順次、町公式ホームページや再編だよりなどでお知らせしてまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、専決処分の報告について1件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ24議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の専決処分の報告につきましては、日間賀漁港整備交付金工事の請負契約におきまして、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に御報告するものであります。

議案第1号及び議案第2号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年度南知多町一般会計補正予算（第11号）及び（第12号）であります。

その内容としましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、子育て支援臨時特別給付金給付事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき、それぞれ専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、日間賀島渡船ターミナルの管理について、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第4号の愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、尾張旭市長久手市衛生組合を愛知県市町村職員退職手当組合から脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第5号の教育長の任命同意につきましては、現在の教育長の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第6号の辺地総合整備計画の変更につきましては、篠島辺地及び日間賀島辺地における辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第7号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、部長及び次長の職務の級について、近隣町の状況を考慮して見直しを実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則等が改正され、令和4年1月1日に施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第9号の南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第10号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正され、令和4年4

月 1 日から施行されるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第11号の南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例につきましては、本町の道路占用料等の額を愛知県に準じて改定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第12号の南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員に活動実績及び成果実績に応じた能率給を支給できるようにするため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第13号の南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、篠島生きがい活動支援センター及び日間賀島生きがい活動支援センターの公の施設としての供用を廃止するため、現行条例を廃止するものであります。

議案第14号は、令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額より歳入歳出それぞれ4億2,894万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,252万2,000円とするものであります。

議案第15号は、令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,781万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,448万5,000円とするものであります。

議案第16号は、令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ522万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,781万4,000円とするものであります。

議案第17号は、令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を上限なしとし、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,931万3,000円とするものであります。

次に、議案第18号から議案第24号までの7議案は、令和4年度南知多町の各会計の当

初予算であります。一般会計、5つの特別会計及び企業会計の予算総額は135億7,412万4,000円であり、前年度の当初予算額と比較しますと8億4,727万円、5.9%の減となっております。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持・向上を目指し、予算編成に当たったものであります。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度、私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港港整備交付金工事））

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港港整備交付金工事））の件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、報告第1号、専決処分の御報告をさせていただきます。

データ5ページの専決第14号 工事請負契約の変更についてを御覧ください。

令和3年6月11日付、議案第51号により議決されました日間賀漁港港整備交付金工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和3年12月17日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前7,986万円を変更後8,133万7,300円のうち、147万7,300円増額したものでございます。

次に、6ページの変更理由書を御覧ください。

主な変更内容でございますが、日間賀漁港浮き桟橋の設置工事において、アンカーブロックを設置する海底地盤高に差異があったため、沖側アンカーブロックの係留チェー

ン2本をそれぞれ5メートル延長したことによる増額変更でございます。

次のページには、工事箇所の位置図と浮き桟橋全体図を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で報告を終わります。

**日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町
一般会計補正予算（第11号））**

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町一般会計補正予算（第11号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度南知多町一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、データの10ページ、紙では3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億289万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,578万4,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

今回の補正は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る経費の補正でございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から御説明申し上げます。

データでは15ページ、紙では12、13ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

3款民生費、1項社会福祉費、9目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付

事業費は3億689万6,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するものであります。

主な経費といたしまして、会計年度任用職員報酬83万7,000円、システム改修業務委託料314万1,000円及び給付対象世帯を3,000世帯と見込みまして、臨時特別給付金3億円を計上するものであります。

また、職員給与費91万7,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る職員時間外勤務手当を計上するものでございます。

次に、下段の表、2項児童福祉費、4目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は9,600万円の増額補正であります。これは、令和3年11月30日の議会臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対して適切な配慮がなされるよう、高校生までの子どもがいる世帯に臨時特別給付金を給付する事業で、1人につき給付金5万円を計上し、御可決いただきましたが、その後、国が給付金10万円を一括で年内に給付することを容認したことに伴い、追加で5万円を計上するものであります。

また、国庫補助金の交付決定に伴い、事業費全額を国庫支出金に財源更正するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、データでは14ページ、紙では10ページ、11ページを御覧ください。

2. 歳入になります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は4億9,967万3,000円の増額補正で、これは歳出で御説明いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に対する補助金でございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は9,677万7,000円の減額補正でございます。これは、令和3年11月30日の議会臨時会におきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業といたしまして、1人につき給付金5万円を計上し、その財源として財政調整基金繰入金を充てておりましたが、このたびの国庫補助金の交付決定に伴い減額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

戻りまして、データの11ページ、紙では5ページを御覧ください。

右の表、第2表、繰越明許費補正の表でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきまして、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置でございます。

次に、データでは16ページから、紙では14ページからになります。

補正予算給与費明細書でございます。

それでは、16ページの右の表を御覧ください。紙では15ページの表でございます。

上段の表ア、会計年度任用職員以外の職員の比較の欄の職員手当を御覧ください。

職員手当91万7,000円の増額であります。これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当の増額でございます。

次のページの左の表を御覧ください。

上段の表イ、会計年度任用職員の比較の欄の給与費を御覧ください。

これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る会計年度任用職員1名分の報酬83万7,000円、期末手当16万8,000円、計100万5,000円の増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第1号の専決処分の承認を求めることについて質問いたします。

臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の支給方法には2種類あります。自動的に非課税世帯へ振り込まれるものと、もう一つは、家計急変世帯という申告型があります。特に、申告型は住民への十分な制度の周知が必要であります。家計急変世帯の国基準の3級地の収入、所得ベースの扶養家族の表とともに広報に掲載されていないのではないかと。例えば、1人ならば南知多町は3級地ですので、収入93万円以下、所得

38万円以下で支給されます。しかし、国基準は、1級地だと収入が100万円、そして所得は45万円となっております。今年の9月までの任意の1か月の収入を基準として、12か月分の収入所得とすることができると考えております。家計急変世帯への周知は、引き続き繰り返し9月までは漏れのない丁寧な周知が必要であると思います。どのように考えておりますか。

南知多町のホームページで検索してみましたところ、内閣府のホームページに飛ぶようになっております。そうすると、国基準の1級地の表に飛ぶようになります。3級地の表が全くありません。これは、やっぱり改善すべきではないでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（石垣菊蔵君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮地利佳君）

ただいまの内田議員の質問に対してお答えいたします。

住民税非課税世帯への給付金の関係で家計急変世帯の周知がホームページで足りないんじゃないかというお話になると思いますが、ホームページのほうですが、ちょっと遅くなりましたが、昨日更新しまして新しくさせていただいております。

3級地の基準についてなんですが、こちらにつきましても、家計急変世帯の申請のときに添付します収入の見込額の申立書というのがあるんですが、こちらはPDFの形でリンクが貼ってあります。そちらを見ていただくと、今言われた3級地での基準額が載っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これ広報なんですね。広報を私持ってきましたけど、ここには家計急変世帯の先ほどの3級地の表がないんですよ。だから、多くの町民が見られる、私の今の所得はこれだけなんだけど、10万円もらえるんだらうかと、それがすぐ分かるような広報にすべきであるし、ホームページにおいても入り込んでいって見るのではなくて、そこにすぐ出て

いると。南知多町の3級地は、いわゆるこの10万円をもらえる基準が1人ならば収入基準3万円、所得は38万円ですよということが分かるような形にしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮地利佳君）

ホームページへの表の掲載につきましては、また検討しまして分かりやすい形にしたいと思います。

3月号の広報の件ですが、その広報につきましては、原稿の提出が1か月半ぐらい前の情報を載せております。その時点ですと、まだ3級地とかの詳しい情報がこちらも入っておりませんでしたので掲載できませんでした。ですので、細かい情報につきましては、今後の広報で周知させていただきたいというふうに考えております。

○6番（内田 保君）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町

一般会計補正予算（第12号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南知多町一般会計補正予算（第12号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度南知多町一般会計補正予算（第12号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、データの20ページ、紙では3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,779万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,358万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の変更及び追加をお願いするものでございます。今回の補正は、子育て支援臨時特別給付金給付事業及び新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費の補正でございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明申し上げます。

データの25ページ、紙では12、13ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

3款民生費、2項児童福祉費、4目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は1,000万8,000円の増額補正であります。これは、先ほどの補正予算（第11号）で御説明いたしました子育て世帯への臨時特別給付金給付事業において、所得制限により対象とならない世帯に対して、町独自の子育て支援臨時特別給付金を給付するための経費であります。給付予定額といたしまして、1人につき10万円、給付対象人数は100人を見込みまして計上したものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は1,778万8,000円の増額補正であり

ます。これは、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の接種間隔が2回目接種完了から6か月経過後に短縮されたことに伴い、集団接種及び個別接種に必要な経費を増額するものであります。

主な経費といたしまして、集団接種当日に係る従事者報償、個別接種に係る接種業務委託料などの経費を計上したものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、データの24ページ、紙では10ページ、11ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は1,778万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種に対する負担金でございます。

次に、19款1項1目繰越金は1,000万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました子育て支援臨時特別給付金給付事業の財源として増額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、戻りまして、データの21ページ、紙では5ページを御覧ください。

右の表、第2表、繰越明許費補正であります。

これは、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置で、このうち上段の表、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和3年11月30日の議会臨時会の補正予算（第9号）にて、既に御可決いただきました繰越明許費に今回計上しました新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額補正を行うものであります。

下段の表は、子育て支援臨時特別給付金給付事業を新たに繰越明許費に追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての質問をいたします。

小児接種が5歳から11歳の接種が始まろうとしております。特にこれは大いに南知多町でもやっていくことが必要だと思っておりますが、そのときの配慮として、親等の付添いがどうしても必要になってまいります。現在、小・中学校でコロナにかかってしまったときも、保護者等が仕事を休まざるを得ないと。このため、5歳から11歳の子どもの接種時には、特に小学校休業等対応助成金、この対応ができることも併せて、このコロナ接種の事業と併せて一緒に周知していくことが必要だと思っておりますが、より親切になると思っております。どうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

小児の接種におきましては、現時点で個別の知多厚生病院のほう、それからまた集団接種のほうで進めていく予定となっております。その中で、保護者の休業等に関する手当があるということにつきましては、また接種会場等でも保護者の方に周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

[休憩 10時35分]

[再開 10時45分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（日間賀島渡船ターミナル）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（日間賀島渡船ターミナル）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由の御説明を申し上げます。

データ27ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由でございますが、令和4年3月31日をもって指定期間の満了を迎える日間賀島渡船ターミナルの管理につきましては、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからでございます。

2の指定の内容でございますが、(1)管理を行わせる公の施設は、日間賀島渡船ターミナルでございます。

(2)指定管理者となる団体は、南知多町観光協会日間賀島支部でございます。

(3)指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、公の施設の指定管理の指定について質問します。

法に従った公正な指定管理者の決定が重要であります。確認をします。南知多町の公の施設の指定管理の条例には、第2条で公募が原則となっております。いつからいつまで公募をして、公募の結果は日間賀島観光協会だけだったのか。また、指定管理者選定委員会というのを経て日間賀島観光協会を指定したというふうにお聞きしております。いつ開いて決定したのか。よろしく申し上げます。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員の御質問にお答えします。

募集につきましては、令和3年12月1日から令和4年1月21日の間に町公式ホームページ等に掲載しながら広く公募をいたしました。

募集があったのは、南知多町観光協会日間賀支部の1団体でございました。

選定委員会につきましては、1月27日に開催いたしまして、全員賛成の上、決定いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいまの議案につきましては、委員会付託を省略して採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 4 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第 8、議案第 4 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第 4 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ 30 ページの提案理由の説明書を御覧ください。

1 の提案の理由です。尾張旭市長久手市衛生組合の解散に伴い、同組合を愛知県市町村職員退職手当組合から脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2 の提案の内容は、愛知県市町村職員退職手当組合規約から尾張旭市長久手市衛生組合を削除するもので、別表第 1 及び別表第 2 関係であります。

3 の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日です。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番（内田 保君）

以前お聞きしましたが、再度確認をいたします。

組織の減少で南知多町の負担金は値上げになることはないということでいいですね。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

今回は、解散に伴いまして、組合の職員は尾張旭市の職員になるということで、尾張旭市が負担金を支払うため、組合数は減少しますが、ほかの市町の負担金額に変更はないというふうで伺っております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいまの議案につきましては、委員会付託、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 教育長の任命同意について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第5号 教育長の任命同意についての件を議題といたします。

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

この議案につきましては、私ごとになりますので退席をしたいと思います。御了承ください。

(教育長 高橋篤君 退場)

○議長 (石垣菊蔵君)

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (石黒和彦君)

議案第5号 教育長の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の高橋篤さんは、令和4年3月31日をもちまして任期満了となります。

高橋篤さんにつきましては、人格、識見に優れ、また教育に関する経験も豊かであり、引き続き任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

高橋篤さんは、昭和57年4月に南知多町立内海中学校に勤務して以来、豊浜中学校、日間賀中学校と町内の教育現場を経験されました。平成11年4月からは社会教育主事として社会教育課での勤務や愛知県知多教育事務所で指導主事も歴任し、平成31年4月から現在まで南知多町教育委員会教育長を務められております。

教育長在任中の令和3年1月に南知多町立小・中学校適正規模適正配置基本計画の策定、また令和3年10月に南知多町立中学校再編実施計画の策定に携わり、今後も引き続き町立小・中学校の再編について、教育現場を牽引し、子どもたちのためのよりよい学校教育の実現のため取り組んでいただきたいと考えております。

なお、任期は令和4年4月1日から3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 (石垣菊蔵君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいまの議案につきましては、委員会付託、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

ここで、教育長に任命されました高橋教育長から挨拶をいただくため、暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

(教育長 高橋篤君 入場・復席)

[休憩 10時57分]

[再開 10時58分]

○議長(石垣菊蔵君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで、教育長に任命されました高橋篤さんに御挨拶をお願いいたします。

○教育長(高橋 篤君)

今、現在、教育委員会が進めております小・中学校の再編につきまして、昨年度は大井、片名、師崎地区のたくさんの方々につらい思いをさせてしまいました。今年度は、南知多町全域保護者の方をはじめ、地域の方々にも不安感とつらい思いをさせてしまいました。自分が続けていていいのだろうか、辞めたほうがいいのかなどという思いもありました。しかしながら、今辞めてしまうことは無責任な行動になるんじゃないかなというふうに考え、引き続き教育長をさせていただきたいと思っております。

小・中学校の再編につきましては、たくさんの方の協力がなければ進めていけません。何とぞ御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

そして、大人と子どもたちが一緒になって地域に誇りを持てるまちづくりに努めていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(石垣菊蔵君)

高橋篤さんには、今後、挨拶にもありました小・中学校統合というビッグイベントを控えております。手腕に期待しております。よろしくをお願いいたします。

日程第10 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第10、議案第6号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第6号 辺地総合整備計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ38ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することにつきまして、議会の議決が必要であるからであります。

2の計画の変更内容は、辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額するものであります。

下の表、篠島辺地と日間賀島辺地の事業費合計は12億435万6,000円から15億2,632万2,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の合計予定額を8億9,770万円から11億2,880円に増額するものであります。

増額変更の理由としましては、総合整備計画における公共的施設の整備計画の見直しによるもので、主なものは両辺地とも旅行施設と産業振興施設が新たに追加となったことによるものです。

3の計画期間は、令和元年度から令和6年度まででございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

辺地総合整備計画について質問いたします。

膨大な辺地総合計画になっておりまして、ずらっと眺めてみましたら、日間賀小・中

学校のことについてだけお聞きします。

1点目、日間賀小学校の特別教室の音楽室のエアコンは、別の予算がついたということで、設置が最初600万円でしたが、それを300万円の理科室だけにすると、こういうふうな計画になっておりました。これを減らさずに図工室に使ってもいいんじゃないかと、そういう計画もなかったのかということをおっしゃったので、それをお答えください。

それから2点目、日間賀中学校の体育館について、日間賀中学校は全て統合されるということで全部削ってありましたね。ただ、体育館は避難所にも使えるんじゃないかと。なので、600万円を削るんじゃなくて、これを整備してもいいんじゃないかと。統廃合の対象は全く使えないのか。そうならば仕方ないんですが、そこら辺のところはどうか。

それから3点目です。先生方からお聞きしたところですが。教職員住宅の整備も終わりました。そこでは、島の校長先生や先生にお聞きすると、職員住宅にWi-Fiの設備の配慮があるといいと、こういうことをおっしゃっておりました。なので、やはりそのような設備になるような計画をできるんじゃないかと思うんですが、対象になりませんか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

それでは、内田議員の質問に答えます。

1点目の日間賀小学校の音楽室へのエアコンの関係ですけど、これは、大井小学校で8基エアコンがありますが、その移設先としまして、日間賀小につきましては、特別教室、音楽室へつけるものですので、こちらへつける予定をしております。

2点目の日間賀中学校の体育館についてでございますが、これは今のところ特に今後整備というのは、昨年体育館の整備をしましたので、今のところ予定としては入っておりません。

3点目の教職員住宅については、教職員住宅、日間賀、篠島については、大規模な改修事業というのはもう終わっております。今後、軽微な修繕等、今言ったことにつきましては、今後も先生方と協議しながらやるかどうかというのは検討していきます。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ちょっと確認したいんですね。

だから、日間賀小学校で600万円から300万円にしたんですけど、音楽室については、それは承知しております。300万円減らさずに、それは要するに図工室、ほかの特別教室がありますよね。それから体育館もあるんじゃないかと思って、そこで使うような具体的に計画できなかったのかと。

もう一つは、日間賀中学校のことについても、体育館にはエアコンありませんよね。だから、それに対する整備ができなかったのかと、そのことをお聞きしたかったんです。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

ただいまの御質問なんですけれども、辺地総合整備計画の趣旨からいろいろな事業を計画して、辺地債を利用しようという目的がございます。

学校の整備の計画なんですけれども、将来にわたっていろいろな整備が考えられると思いますが、教室のエアコンあるいは体育館のいろんな整備につきましても、今後整備計画のほうを検討していく中で、そういった辺地債を利用するという可能性が出てまいりましたら、こちらのほうの計画に乗せていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ41ページの提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由です。

部長及び次長の職務の級について、近隣町の状況を考慮して、見直しを実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、部長及び次長の職務を7級に分類される職務に変更し、高度の知識または経験を必要とする業務を行う部長の職務を8級の基準となる職務に追加するもので、別表第3関係であります。

3の施行期日は、令和4年4月1日です。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

議案第7号について質問いたします。

今回の改正で、部長、次長の職階級が改められます。現在の8級職の部長職で7級に降格される方がいるのではないかと。そのまま降格させないで経過措置で8級のままで扱いを続けるのか、どちらでしょうか。これが1点目。

2点目、美浜に合わせる条例改正になっております。東浦町と武豊町の部長職は8級になっております。なぜ美浜町に合わせる部長職扱いにしようとするんですか。

3点目、8級の高度の知識または経験を有するとする業務を行う部長の職務とは、何を想定してこれは書かれておるのでしょうか。

3点お願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

まず1点目、現在の8級の部長が7級に降格はあるかということですが、そちらのほうは予定しておりません。

続きまして、なぜ美浜町に合わせるかということでありましたが、消防等衛生組合と一緒に一部事務組合を構成しております美浜町のほうが最近等級を見直したということもございまして、その状況を考慮して変更をするというふうにしたものであります。

最後に、8級の高度の知識または経験を必要とする業務を行う部長の職務は何を想定しているかということなのですが、人事評価による勤務成績良好な者ということで、あとは部長職の経験年数、そういったことも考えて職務として等級にしておこうと思っております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。それに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ46ページの提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由です。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関しては、昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされており、当該措置に係る人事院規則等が改正され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和で、第2条及び第19条関係であります。

(2)育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定の整備で、第23条及び第24条関係であります。

3の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

それでは、南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。

この主な第5章、雑則改正が役場職員の産休・育児休暇の権利を拡大するもので、基本的に賛成するものです。しかし、改正すればいいという問題ではないので、大事な点を確認いたします。

まず、改正すれば、23条の妊娠、出産の申出で、安心できる面談の確認の方法や不利益扱いをしないようにする職員への周知はどのようにしていく予定か、これが1点目。

2点目、24条関係では、勤務環境の整備に関する措置はとても重要であります。その勤務環境の整備について3点上げております。1つは、職員に対する育児休業に係る研修はどう進めるのか。それから、育児休業に関する相談体制の整備はどう進めるのか。そして3点目、育児休業に関わる勤務環境の整備に関する措置は南知多町の今の課題は何で、具体的にどの部署が提案し、整備、周知をしていく考えか。特に23条、24条に関わって新しく付け加わります。これについての具体的な対応については、今何を考えているのか。それをお聞かせください。

○議長(石垣菊蔵君)

総務課長。

○総務課長(内田純慈君)

まず、23条の関係で職員への周知ということですが、まず人事係のほうに申出がありますので、当該職員に対して人事係のほうから制度を周知しておりますので、引き続きそういったことをやっていこうと考えております。

続きまして、24条の関係ですが、まず第2号の育児休業に関する相談体制の整備ということですが、こちらに関しましては、現在行っております総務課人事係が相談に乗っておりますので、そういったことを引き続き行っていくという予定でおります。

あと、第1号の職員に対する育児休業に係る研修の実施ということなんですが、こちらは具体的な実施方法については、今後検討していくこととしております。以上です。

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員、回答は全部ありましたか。

○6番（内田 保君）

1つ漏れております。3番です。

○議長（石垣菊蔵君）

再答弁をお願いします。

○6番（内田 保君）

もう一回言いましょうか、私。

南知多町の今、育児休業に係る課題はどういうものがあるかというふうに考えて、そして今後どの部署が具体的にそういう整備について提案していく、また周知していくのか。よろしくをお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

育児休業に係る課題は、会計年度任用職員での対応で行っておりますが、会計年度任用職員が募集してもなかなか集まらないといった課題が生じております。

今後、こういった課題につきましては、担当課並びに人事係において募集、広く応募をかけていたりですとか、ほかの人的配置を行ったりとかを総務課のほうで検討していくことになると思います。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての

件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

データ51ページの提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴う改正で、第2条第3号及び第44条関係であります。

(2)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護法に統合されることに伴う改正で、第2条第9号関係であります。

(3)統計法の改正に伴う改正で、第53条関係であります。

3の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

新旧対照表のところでよく分からないんですよ。第44条で「個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない」と書いてあります。この個人情報の保護に関する法律第5章第4節というのはどういうもので

すか。昨日も役場の職員に私確認して、まだこれが明確になっていないのに、その資料もないのに、どうしてそんなものを出すんですかということをおっしゃっていました。そうしたら、説明しますというような形でおっしゃられています。これは、法律第5章第4節の規定というものはどういうものですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

新旧対照表、第44条の新しいほうであります。まずもってこの章の規定は、法律の規定により個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定が適用されないというふうになっておまして、まず一番最初のこの章の規定というのは、この第3章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定でありまして、その後、議員質問の第5章第4節の規定というのは、第5章が行政機関等の義務等の中でありまして、そのうち第4節は開示、訂正及び利用停止の規定となっております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

もう少し資料については丁寧に出していただきたいと要望しておきます。

1点、デジタル化について国は制度を統一されようとしています。膨大なお金をかけて、様々な課においてデジタル化のための予算がついております。

一つ、このデジタル化について、やはり行政手続と全面的な問題に係る住民と自治体職員の生きた接点なくなるのではないかと考えておりますが、この点についてはどう考えるか。また、デジタル庁については、民間の職員が相当数配置されて、企業や自治体が業務に介入してくると、こういう懸念があるということが指摘されております。このことについては、どういうふうな懸念を今南知多町については持っているのか。これもお答えください。

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員に申し上げます。

ただいま個人情報保護条例の改正案で、デジタル関係の情報はございませんので、別

の機会に一般質問でよろしく申し上げます。

○6番（内田 保君）

はい、分かりました。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの55ページを御覧ください。

1の改正の理由は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正され、令和4年4月1日から施行されるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、国民生活金融公庫と沖縄振興開発金融公庫が行う貸付事業のうち、傷病補償年金または年金である傷害補償もしくは遺族補償を受ける権利をこれらの公庫等に担保に供することが廃止されることを受け、公庫等に担保に供することができるこ

とを廃止するもので、第3条関係でございます。

3の施行期日は、令和4年4月1日からであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧いただきたい
と思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

非常に分かりにくい言い回しになっていたので、ちょっと確認します。

今回の改正は、年金を担保とした貸付けは、たとえ公務災害補償であっても認められ
なくなったということによろしいですね。これをちょっと確認します。

それからもう一点、これまで南知多町の消防団員で、改正前の条例のような貸付け事
例等が実際にあったのでしょうか。これもお答えください。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

1点目の議員おっしゃったとおり、年金を担保するものについて一切なくなるという
ことで、確認が取れてございます。

もう一つ、こういうような案件で貸付事業をやったものがあるかということは、今知
っている範囲ではないということで、過去10年ぐらいではないということで、一応確認
しております。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に

付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

[休憩 11時30分]

[再開 11時40分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第15 議案第11号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第15、議案第11号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第11号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての提案理由の御説明を申し上げます。

なお、この議案につきましては関連がございますので、南知多町道路占用料条例、南知多町法定外公共用物の管理に関する条例、南知多町海岸占用料等徴収条例、南知多町漁港管理条例、南知多町漁港占用料等徴収条例、南知多町内海港港湾管理条例及び南知多町内海港港湾占用料等徴収条例の7つの条例の一部改正を一括して行うものでございまして、料金算定の基礎となる条例別表の一部改正が主な内容となっております。

それでは、データ79ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございますが、同法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、令和2年4月1日から国の管理道路の占用料の額が改定されました。これに伴い、愛知県は令和4年4月1日から県の管理道路の占用料の額、愛知県の地価水

準等を勘案した額に改定するとともに、道路占用料の額の改定に準じて、国土交通省所管の公共用財産に係る使用料等の額を併せて改定することといたしました。

このため、愛知県に準じて占用料等の額を改定するため、関係条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)南知多町道路占用料条例の一部改正につきましては、占用料の額の改定を行うもので、別表関係でございます。

(2)南知多町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正につきましては、使用料の額の改定を行うもので、別表関係でございます。

(3)南知多町海岸占用料等徴収条例の一部改正につきましては、占用料の額の改定を行うもので、別表第1関係でございます。

(4)南知多町漁港管理条例の一部改正につきましては、使用料の額の改定を行うもので、別表第1関係でございます。

(5)南知多町漁港占用料等徴収条例の一部改正につきましては、占用料の額の改定を行うもので、別表第1関係でございます。

(6)南知多町内海港港湾管理条例の一部改正につきましては、使用料の額の改定を行うもので、別表関係でございます。

次のページをお願いします。

(7)南知多町内海港港湾占用料等徴収条例の一部改正につきましては、占用料の額の改定を行うもので、別表第1関係でございます。

3の施行期日等でございますが、(1)施行期日は令和4年4月1日です。

(2)経過措置につきましては、この条例による改正後の南知多町道路占用料条例等の規定は、この条例の施行日以後の占用料または使用料について適用し、この条例の施行日前の占用料または使用料については、なお従前の例によるものです。

なお、各条例の一部改正の新旧対照表を次のページ以降に添付してありますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

大変な資料で、読むのに苦労しました。しかし、南知多町はこのような電柱の税金と
いうか使用料を取って、南知多町を維持しているということがよく分かりました。

第1種電柱類を比較して質問いたします。

1点目、道路占用料条例と、それから法定公共物使用料条例と、海岸占用料条例では、
第1種電柱が840円から730円に平等に引き下げられております。なぜ、この3条例では
同じ引下げ額になっているのか、これが1点目。

2点目、南知多町の漁港占用料条例の第1種電柱は690円から623円、しかし、南知多
町の漁港管理条例の第1種電柱は990円から890円で、同じ漁港なのに違う設定になって
おります。どうして違うんですか。

3点目、町の漁港管理条例では、一般的にはみんな下がっておるんですが、広告塔は
1平米2,200円から2,500円に上げております。町漁港占用料の広告塔も1平米1,540円
から1,750円に上げております。ほかでは下げておいて、広告塔は何を根拠に上げよう
とするんですか。

4点目、内海港のことを聞きます。

内海港の港湾占用条例では、第1種電柱は770円から665円になっております。内海港
の港湾管理条例では、第1種電柱は1,100円が950円となっております。なぜ同じ内海な
のにこんな違いがあるのでしょうか。

最後です。5点目、またもともとを比較しますと、美浜町では道路占用管理条例では、
第1種電柱で990円です。南知多町は改正前は第1種電柱は840円と安いんですね。全体
では、私の感想では下げ過ぎのような気もするし、逆に上げたりするものがあるって、一
貫性がないなど、こういうふうにいるわけですか。県が明確に示している、例えば
港湾、道路、漁港、そういうふうな形での資料があるのか。もしあるならば、それがあ
って仕方ないというふうにするのか、それとも南知多町の裁量として、いや、これは変
えてもいいんだと、そういうふうな認識に立つことがあってもいいのではないかと思っ
ているんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長(石垣菊蔵君)

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

内田議員の御質問、1点目。

道路、法定外、海岸、なぜ同じ電柱の料金になっているのかといった御質問でよかったですと思いますが、そちらにつきましては、愛知県に準じまして、愛知県の中で各等級を5等級地区の等級がございます。その中の南知多町が4等級目におりまして、愛知県の国道、法定外、かつ海岸につきましては、等級ごとに設定しているものですから、合わせたものでございます。

2点目でございます。同じ漁港の占用料、使用料なのになぜ違うのかということでございますが、こちらにつきましては、漁港の施設内の占用、漁港管理条例というのは漁港施設内のものということで、その他の漁港の使用料につきましては、それ以外の漁港施設内、つまり公共空地だとか、海の中といった使いにくい場所の占用料となっておりますので、料金が0.7倍となっております。つまり漁港管理条例、1に対しまして0.7が掛かっているということでございます。

3点目、広告塔がなぜ一部上がっているのかといった御質問だったと思うんですけど、こちらにつきましては、漁港、港湾関連の条例になっております。愛知県で所在地分けを行っておりませんから、県内で統一の料金となっております。その関係で、漁港、港湾につきましては、愛知県に準ずる形で、本来の南知多町とは違う等級になりますが、そちらを採用しているということで、そちらの中には広告塔の算定根拠となっている商業地目の地価が算定根拠になりますので、商業地目の地価が上昇している箇所があるということで、今回、南知多町の条例の中でも上昇をしたという原因でございます。

4点目の御質問、内海港の港湾管理条例となぜ違うのか。これは、漁港の先ほどの御説明と同じになりますので省略させていただいてよろしいでしょうか。漁港の違いと同じになります。

最後の御質問、県が示した資料があるのか。町として、県にそろえる必要はないんじゃないかといった御質問があったかと思いますが、こちらにつきましては、国のほうから調査検討会、そういった報告の中で、改正時期は3年ごとに検討することが妥当であると。本町におきましても、地価水準などに変更がある場合は、県の条例に併せて適時適正な見直しを行う必要があると考えておりますので、行ったものでございます。

美浜町との違いというのが、御質問が間にあったと思いますが、美浜町におきましては、先ほど5等級に分けた等級を紹介していますが、南知多町は5等級に分けた下から

2番目、4等級、美浜町につきましては、真ん中の3等級となっているために占用料が違うものでございます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第12号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、議案第12号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第12号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の御説明を申し上げます。

データ106ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございますが、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動の推進を目的として、農地利用最適化交付金を財源とする農業委員及び農地利用最適化推進委員の担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等に向けた活動実績及び成果実績に応じた能率給を支給できるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございますが、農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた上乗せ報

酬の額を追加するもので、別表第1関係であります。

3の施行期日は、令和4年4月1日であります。

なお、次ページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

簡単に質問いたします。

一般会計のところでは詳しく聞きます。

この知多半島で成果主義や能率給の仕組みが取り入れられて成果が上がったと聞いている市町村はどこかありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員の御質問は、知多管内の市町におきまして、成果があったかどうかということでございますが、条例制定につきましてはほかの市町にも聞きましたが、御自身の仕事に重きを置いているなど、活動実態はなかなか促進はされないとお聞きしております。しかしながら、農業委員会の活動をバックアップするものでありますので、農地の有効利用として効果があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第13号 南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する
条例を廃止する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第17、議案第13号 南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する
条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第13号 南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する
条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ110ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の廃止の理由は、民間の介護サービス事業者の参入により、より良質かつ適切な介
護サービス等の提供が可能となったことに伴い、篠島生きがい活動支援センター及び日
間賀島生きがい活動支援センターの公の施設としての供用を廃止するため、現行条例を
廃止する必要があるからでございます。

2の施行期日等につきましては、(1)施行期日は、令和4年4月1日であります。

(2)南知多町手数料条例の一部改正は、生きがい活動支援通所手数料の項を削るもの
で、別表第2関係であります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、間もなく12時となりますが、この議案の後、休憩といたしますので、よろしく
お願いいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時00分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

[休憩 12時01分]

[再開 13時00分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第18 議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第18、議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの112ページ、紙では1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,894万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,252万2,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から御説明いたします。

データの122ページ、紙では20、21ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、7目基金費は3億316万5,000円の増額補正であります。このうち、財政調整基金積立金1億3,444万8,000円は、令和2年度決算剰余金及び基金の利子分を積み立てるため増額補正するものであります。

公共施設等整備基金積立金1億6,697万1,000円は、普通交付税の追加交付分及び基金の利子分を積み立てるため増額補正するものであります。

森林環境譲与税基金積立金174万6,000円は、歳入で計上される森林環境譲与税と同額を積み立てるため増額補正するものであります。

次に、14目公共交通対策事業費は340万5,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響による海っ子バス利用者の減少により、運賃収入の減収が見込まれることから、減収分を補填するため、海っ子バス運行委託料を増額するものであります。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は357万円の増額補正であります。これは、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るため、総合住民情報システム改修業務委託料を計上するものであります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費は582万6,000円の減額補正であります。これは、国民健康保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

次に、5目社会福祉医療費は522万5,000円の減額補正で、後期高齢者医療特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

次に、7目障害者福祉費は801万8,000円の増額補正であります。これは、令和2年度障害者自立支援医療費等の精算に伴う国庫及び県負担金の返還金であります。

次に、データの123ページ、紙では22、23ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,125万円の減額補正であります。これは、児童手当の受給者数の減少に伴いまして減額するものであります。

次に、2目児童運営費は65万9,000円の増額補正であります。これは、令和2年度子ども・子育て支援交付金をはじめとした国費、県費補助金の精算に伴う国県支出金等返還金であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は2,473万8,000円の減額補正であります。これは、合併処理浄化槽設置事業費補助金が当初の見込みより申請件数が少なかったため減額するものであります。

次に、5目知多南部衛生組合費は1,287万2,000円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組合の分担金で、資源物売上収入の増加など知多南部衛生組合の決算見込みに基づき減額するものであります。

次に、データの124ページ、紙では24、25ページを御覧ください。

2項清掃費、3目知多南部広域環境組合費は230万円の減額補正であります。これは、知多南部広域環境組合の分担金で、ごみ処理施設建設に伴う利子償還金の減少など、知多南部広域環境組合の決算見込みに基づき分担金を減額するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は12万円の増額補正であります。これは、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業において、農地等の現場で行う事務の効率化を図るため、タブレット端末を購入するための経費であります。

次に、3目農業振興費は775万1,000円の増額補正であります。これは、有機農業推進のモデル的先進地区の創出に向け、農業者や事業者などから構想の聴取や試行的な取組を行い、実施計画を策定するために必要な経費を計上したものであります。

また、18節負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金については、申請者の確定により補助金を減額するものであります。

次に、5目農地費は477万8,000円の増額補正であります。これは、愛知県が令和4年度に予定していた内海、西池田池のため池整備工事を前倒しして実施するため、事業に係る負担金の額を増額するものであります。

次に、データの125ページ、紙では26、27ページを御覧ください。

3項水産業費、2目水産業振興費は1億8,223万8,000円の増額補正であります。これは、篠島漁業協同組合が整備する製氷・貯氷施設の建築工事及び監理業務に対する補助金を増額するものであります。

次に、7款1項商工費、2目商工業振興費は320万円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響により、産業まつりを中止したため減額するものであります。

次に、8款土木費、3項河川費、1目急傾斜地崩壊対策事業費は、地方債の限度額の変更に伴い、140万円の財源更正を行うものであります。

次に、9款1項消防費、1目常備消防費は581万6,000円の減額補正であります。これ

は、知多南部消防組合の分担金で、前年度繰越金の増額及び職員手当等の減額など、知多南部消防組合の決算見込みに基づき減額するものであります。

次に、2目非常備消防費は283万5,000円の減額補正であります。これは、コロナの影響により消防操法大会を中止したため、減額するものであります。

次に、3目消防施設費は250万円の財源更正であります。これは、消火栓新設改良工事などに係る経費の財源として、地方債の借入れを行うこととしたため、財源更正するものであります。

次に、データ126ページ、紙では28、29ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は679万8,000円の増額補正であります。このうち18節負担金、補助及び交付金、学校保健特別対策事業費補助金は900万円の増額補正で、小・中学校が感染症対策等を徹底しながら、円滑に学校教育活動を継続するための経費に対する補助金であります。

また、小・中学校修学旅行等キャンセル料補助金は220万2,000円の減額補正で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う修学旅行や林間学校のキャンセル料などに係る経費が確定したため、不用額を減額するものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は320万円の財源更正であります。これは、学校統廃合に係る経費の財源として地方債の借入れを行うこととしたため、財源更正するものであります。

次に、5項保健体育費、4目給食施設費は1,749万8,000円の減額補正であります。これは、新学校給食センター建設工事が終了したため、不用額を減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

戻りまして、データの119ページ、紙では14、15ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税は4万6,000円の増額補正であります。これは、令和3年度の森林環境譲与税の額の確定に伴い、増額するものであります。

次に、9款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は6,489万2,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和3年度固定資産税の軽減額見込みにより増額するものであります。

次に、10款1項1目地方交付税は1億6,698万3,000円の増額補正であります。これは、令和3年度普通交付税の追加交付がありましたので、計上するものであります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は812万3,000円の減額補正であります。これは、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金31万1,000円、児童手当支給費781万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は356万9,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました総合住民情報システム改修業務に対する補助金であります。

次に、データの120ページ、紙では16、17ページを御覧ください。

3目衛生費国庫補助金は281万6,000円の減額補正であります。これは、歳出で御説明しました合併処理浄化槽設置事業費補助金の減額に伴う財源の補正でございます。

次に、5目教育費国庫補助金は450万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました学校保健特別対策事業費補助金に対する補助金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は662万3,000円の減額補正であります。これは、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金98万6,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金391万8,000円及び児童手当支給費171万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

2項県補助金、3目衛生費県補助金は460万1,000円の減額補正で、歳出で御説明しました合併処理浄化槽設置事業費補助金の減額に伴う財源の補正であります。

4目農林水産業費県補助金は、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正で、農業人材力強化総合支援事業費225万円減額し、農地集積・集約化対策事業費12万円、みどりの食料システム戦略推進事業費1,000万円、水産業強化支援事業費1億8,223万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、データでは121ページ、紙では18、19ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億7,658万9,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものであります。

次に、2目都市計画事業基金繰入金157万9,000円は、知多南部衛生組合が行いました新火葬場整備事業の額が確定したこと、並びに3目公共施設等整備基金繰入金1,126万1,000円は、新学校給食センター整備事業の額が確定したことに伴い、それぞれ増額するものであります。

次に、19款1項1目繰越金は1億7,200万1,000円の増額補正であります。これは、令和2年度の決算剰余金の未計上分を繰越金として計上したものであります。

次に、20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は95万5,000円の増額補正であります。これは、令和2年度障害者総合支援給付費国県負担金の精算に伴い、追加交付金を計上したものであります。

次に、21款1項町債、2目農林水産業債470万円、4目土木債140万円は、それぞれ国の補正予算による事業の追加に伴い、限度額を変更するものであります。

また、5目消防債250万円、6目教育債320万円は、新たに地方債を適用することとしたため、それぞれ限度額を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、戻りまして、データでは115ページ、紙では6、7ページを御覧ください。

左の表、第2表、繰越明許費補正であります。

上から、社会保障・税番号制度システム整備事業、農業委員会による情報収集等業務効率化事業、有機農業産地づくり推進緊急対策事業、水産業強化対策整備事業、内海観光センター整備事業のうち、実施設計業務委託料、学校保健特別対策事業、道路橋りょう施設災害復旧事業につきましては、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置であります。

次に、右の表、第3表、地方債補正の表であります。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました各事業債の補正による限度額の追加、変更であります。

少し飛びまして、データでは127ページ、紙では30ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書であります。

一般会計の地方債残高は、表の一番下段の右側になりますが、令和3年度末現在高見込額は73億5,481万6,000円であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2点だけお聞きします。

補正予算のデータ124ページです。

有機農業実施計画策定業務委託料832万円について、この前の説明会資料では、アグリガーデンスクール&アカデミーのコンサルティングとしていく方向なのか、それとも、アグリが提案するこの委託料だけじゃなくて、今後も様々な入札だとか、プロポーザルだとか、そのような形で決定していくのか、そこら辺がちょっと不明確なので教えてください。

2点目、その計画書の中では、事業計画で3人までが博多へ10回行って宿泊して研修を受けてくると、そのような計画でした。いろんな時間のロスも大きいので、南知多町に来て研修するなり、リモートで研修することもできるんじゃないかと思うんですが、そこら辺は考えているのか。

それから3点目、地元にも有機農業で頑張っている町民が複数おります。でも、あの計画では、その方たちも含めて学校などをつくっていくと、そのような方向でしたけど、将来的に起業化するような経営になってくるような気がするんです。町の有機農業者が潰れてしまうんじゃないかと、そういう危険性は、この有機農業実施計画策定業務委託についてはないか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員の有機農業に対する3つの質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目、委託費832万円について、アグリガーデンスクール&アカデミーに決まっているのかという質問につきましては、本事業は有機農業の先進的なモデル地区の創出と、最終的には本事業を活用し、有機農業スクールの設営、運営を目指しております。その条件として、農業コンサルティングが可能であること。有機農業の生産技術だけでなく、加工、流通商品に係る多様なノウハウがあることなどを理由にしまして、その目的に適した委託業者として見積りを徴収した結果、アグリガーデンスクールよりお見積りをいただきましたが、最終的には、選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式で選定いたします。

次に、旅費等が10回となるのとリモートはやらないのかという質問でございますが、先ほども申しましたが、あくまでアグリガーデンから見積りをいただきました。先進的な有機農業スクールの定期的な視察や、その受講生との意見交換などが旅費等ではありますが、現段階では、アグリガーデンで決定しておるわけではございませんので、今後、流動的でございます。先ほども申しましたが、アグリガーデンスクール等につきましては、オンラインスクールを予定しております。

3点目でございますが、有機農業を推進して南知多町の有機農業者が潰れる心配はないのかという質問でございますが、今、日本全体では有機農業がまだまだ普及しておりませんが、やはり今回の推進計画策定業務委託により、生産から消費までの一貫とした計画として、特に出口戦略などが一番重要だと考えております。有機農業の経営安定化に向けた取組内容を加味した実施計画を策定してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第15号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第19、議案第15号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第15号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ128ページ、補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,781万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,448万5,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明申し上げます。

少し飛びまして、データ133ページ、紙では10、11ページを御覧ください。

3. 歳出、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は1,146万3,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険財政基盤を安定強化するため、基金に積み立てるものであります。

次に、中段の8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は635万円の増額補正であります。これは、令和2年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金の額の確定に伴う超過交付分の国庫返還金であります。

次に、歳入につきまして説明申し上げます。

戻りまして、データ131ページ、紙では6、7ページを御覧ください。

2. 歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は8,630万円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれる方からの保険税減免申請により、承認した保険税を減額するものであります。

次に、2款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は3,452万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免分に対して、特別調整交付金として県から交付されるものであります。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は1,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険事業安定化基金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は582万6,000円の減額補正であります。これは、1節保険基盤安定繰入金172万9,000円の減額、3節財政安定化支援事業繰入金144万8,000円の増額、及び次のページの上段、4節その他一般会計繰入金554万5,000円の減額で、各繰入金の額の確定に伴うものであります。

次に、5款1項繰越金、1目その他繰越金は2,363万8,000円の増額補正であります。

これは、前年度の繰越金であります。

次に、7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害等臨時特例補助金は5,178万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免分に対して、国庫補助金として国から交付されるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第16号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第20、議案第16号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第16号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ134ページ、補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ522万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,781万4,000円とするもので

あります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明申し上げます。

少し飛びまして、データ137ページ、紙では6、7ページを御覧ください。

中段の3. 歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は522万5,000円の減額補正であります。これは、後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定負担金の額が確定したことにより減額するものであります。

次に、歳入につきまして説明申し上げます。

同じページ上段の2. 歳入、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は522万5,000円の減額補正であります。これは、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第17号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第21、議案第17号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第17号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ138ページ、補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,931万3,000円とするものであります。

少し飛びまして、データ141ページ、紙では6、7ページを御覧ください。

補正をお願いするのは歳入のみで、その内容の説明を申し上げます。

2. 歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は1,234万8,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少すると見込まれることによる第1号被保険者保険料の減免措置に伴い、保険料を減額するものであります。

次に、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は462万2,000円、9目災害等臨時特例補助金は740万9,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対して、10分の4を特別調整交付金、10分の6を災害等臨時特例補助金により国が補助するものであります。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は31万7,000円の増額補正であります。これは、財源調整のため増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第22、議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は72億8,400万円で、令和3年度と比較いたしますと8億2,600万円、10.2%の減となっております。

概要につきましては、さきに配付させていただきました令和4年度予算の概要に基づき説明申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は55億6,014万6,000円で、予算額全体に占める割合は76.3%であります。

1款町税は、前年度と比較いたしまして7,272万2,000円増の20億9,666万4,000円を計上しています。

町税のうち、町民税の個人分につきましては、新型コロナウイルスの影響による経済の低迷からの回復を見込み、前年度と比較しまして2,404万円増の7億7,095万5,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、決算見込みから前年度と比較しまして175万2,000円減の7,685万5,000円を見込んでいます。

個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較しまして2,228万8,000円増の8億4,781万円を計上しています。

固定資産税については、土地の現年課税分につきましては、地価下落に伴う時点修正による減収を見込み、前年度と比較しまして1,528万3,000円減の2億2,123万9,000円を見込んでいます。

家屋の現年課税分は、新增築家屋による増収を見込み、前年度と比較しまして3,922万6,000円増の5億9,140万8,000円を見込んでいます。

償却資産の現年課税分は、コロナの軽減措置がなくなったことによる増額を見込み、

前年度と比較しまして7,842万2,000円増の1億8,953万円を見込んでいます。

固定資産税の総額では、前年度と比較しまして5,358万5,000円増の10億3,818万1,000円を計上しています。

その他、軽自動車税7,854万9,000円、町たばこ税1億1,916万2,000円、入湯税1,296万1,000円を計上しています。

2款地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税2,090万円、自動車重量譲与税5,890万円は、町道の延長・面積により交付されるものであります。

9款地方特例交付金は、前年度にありました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金がなくなったことから、前年度と比較しまして8,571万4,000円減の618万6,000円を計上しています。

10款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。そのうち、普通交付税は、臨時財政対策債発行可能額の抑制に伴う振替額の縮小などを見込み、3億8,800万円増の22億4,000万円を計上しています。また、特別交付税は1億5,000万円を計上しています。

13款使用料及び手数料は、指定ごみ袋売捌金の減を見込み、1,128万8,000円減の8,674万6,000円を計上しています。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、合計額で12億7,983万2,000円の計上で、前年度と比較しまして5,189万7,000円の減額となっています。減額の主な理由としましては、グループホームへの介護施設等整備事業に対する県補助金の減であります。

17款寄附金は2億120万7,000円を計上しています。このうち、ふるさと納税は、前年度同額の2億円を計上しております。

18款繰入金は、前年度と比較しまして4億7,171万円減の1億653万5,000円を計上しています。減額の主な理由といたしまして、財源不足を補うために財政調整基金繰入金を前年度と比較して2億1,692万円減の8,603万1,000円を計上し、また知多南部衛生組合が行う火葬場整備事業が完了したことに伴う都市計画事業基金繰入金の減によるものであります。

21款町債につきましては、前年度と比較しまして6億9,696万8,000円減の2億5,884万円を計上しています。減額の主な理由としまして、新学校給食センター整備事業の完了に伴う減、また地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債の減によるものであります。

その他主な収入といたしまして、12款分担金及び負担金1,483万8,000円、19款繰越金5,000万円及び20款諸収入1億9,555万9,000円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

人件費につきましては総額17億1,942万8,000円で、前年度と比較しまして2,687万1,000円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、給料においては、保育士等の職員数の減、職員手当等では、人事院勧告による期末手当の減によるものであります。

物件費につきましては総額11億7,727万3,000円で、前年度と比較しまして5,468万2,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、委託料の増で、固定資産税賦課事務費による委託料の増、スクールバス運行业務委託料の増、新校舎建設基本構想作成委託料の増などであります。

扶助費につきましては総額7億1,947万2,000円で、前年度と比較しまして1,200万4,000円の減額となっております。

補助費につきましては総額15億2,844万8,000円で、前年度と比較しまして3億2,289万円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、知多南部衛生組合分担金の減であります。

また、一部事務組合等の負担金としましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金2億7,620万7,000円、知多南部衛生組合分担金3億8,820万1,000円、知多南部広域環境組合分担金3,607万8,000円、知多南部消防組合分担金3億5,604万9,000円をそれぞれ計上しています。

維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として6,122万9,000円を計上しています。

公債費につきましては6億8,497万9,000円で、前年度と比較しまして5,716万9,000円の増額となっております。なお、令和4年度末の町債の残高見込額は、前年度末残高見込額と比較して3億8,502万5,000円減の70億6,518万3,000円であります。

投資的事業費につきましては総額6億6,186万3,000円で、前年度と比較しまして6億6,581万6,000円の減額となっております。減額となった主な理由としましては、新学校給食センター建設工事の完了によるものであります。

貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金30万円及び小規模企業等振興資金預託金1,500万円を計上しています。

積立金につきましては1億341万7,000円で、前年度と比較しまして1億173万8,000円の増額となっております。増額となった主な理由といたしましては、今後の公共施設等の整備に備えて、公共施設等整備基金に1億円を積み立てることによる増であります。

繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額5億8,990万9,000円を繰り出すもので、前年度と比較しまして1,358万2,000円の減額となっております。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億8,219万6,000円、後期高齢者医療特別会計へ7,651万2,000円、介護保険特別会計へ2億9,828万6,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ3,291万5,000円をそれぞれ一般会計からの繰出金として計上しています。

以上で一般会計予算の提出案件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、通告書に従って10点お聞きしますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、町税の法人税は、令和3年度より175万円の減額予算で法人の数も減っております。法人均等割は令和3年度予算では全体で670社、6,032万円であったのが、令和4年度予算では612社、5,512万円となっております。1年で58社減少しております。その中でも法人均等割額が一番少ない5万円の小規模法人は、472社から434社で38社も減少しております。

減少法人の産業別の種類はどれだけか。また、倒産なのか廃業なのか、その理由の主なものは何か。今後も町の企業への税制上の減税等の対応の具体的な支援はどのようにすべきと考えているか、これが1点目です。

2点目、滞納整備機構は愛知県で他地区では解散しております。県から補助もなく、知多半島のみ継続していて問題であります。納税者に寄り添い、適正な納税業務を行うためには、差押え前提の整備機構任せではなく、町民に寄り添った相談指導の納税体制をつくると考えるが、令和3年度予算の答弁を変更するところはありませんか。

3点目、町民税の滞納収納率についてお聞きします。

令和3年度の10%から令和4年度は11%に上げております。しかし、固定資産税の滞納収納率は、令和3年度14%から令和4年度10%に逆に下げしております。なぜ町民税は上げて、固定資産税は下げるのか、令和3年度にまた記載されておった固定資産税の滞納徴収猶予収入見込額は、令和4年度はどうなっておるのでしょうか。

4点目、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金は国家的無駄遣いであります。自然破壊と地盤空洞をつくる社会的生活の不安に賛同するお金であります。南知多町として支出すべきじゃないと毎年繰り返しております。既に大井川水がれ問題や大深度を掘削することで地盤沈下も問題となっており、裁判にもなっております。負担金支出をやめる考えは本年も変わらないのか。

5点目、南知多町は知多半島で唯一、町長選挙、町議会選挙での立候補者の選挙公報がない民主主義の遅れた選挙の町と言われております。このような不名誉を覆すためにも、本年度の町長選挙においては、選挙公報発行制度を整備し、具体的な予算をつけて町長選挙を実施する必要があると考えるが、どうでしょうか。

6点目、景観計画策定業務委託料について質問します。

太陽光発電問題を総括した町の積極的施策の動きとして評価します。477万円の委託料を予定しておりますが、477万円の根拠は何か。また、委託方法の業者選定に当たっては、随意契約か、一般入札か、プロポーザル方式か、そのほかの方法、どのような選考方法を考えているのか。また、何年度に条例制定の計画の予定か。

7点目、報酬、農地利用最適化交付金303万円がついております。客観性、公平性、透明性、納得性が大事です。最適化交付金は能率給Aで行動日数によって算定するとしております。1人当たり月最大7,000円とした根拠は何か。最低賃金で時間を記録するのか。特に能率給Bでは、土地集積や遊休農地解消に向けた活動による成果を点数化するとしております。担い手への農地集積・集約化の推進活動、そして遊休農地の発生防止・解消活動、そして農地中間管理機構への連携活動、新規参入への促進活動、その他農地利用の最適化に必要な活動の何をどう点数化するのか、またできるのか。なぜ最大26点としているのか。そしてどのような客観的な行動が評価され、人の評価は大変難しいと思うんですが、誰が評価し、委員同士がお互い納得できる点数化による交付金となると思いますでしょうか。お答えください。

8点目、子ども公共交通費無償化事業は、子どもたちの交流を進める上で積極的な政策で評価できます。予算690万円は、南知多町全体で約何人の小・中学生がバス及び観

光船を利用して動くとして出した算定額か。また、小・中学生だけではなく、医療費のように思い切って高校生まで無料にしての声もあります。それは検討されたのでしょうか。

9点目、会計年度任用職員は令和3年度165人で、報酬1億6,815万円、令和4年度は207人で1億6,882万円。42人増えているのに昨年の予算とほとんど変わりません。つまり一般職の正規を減らし、非正規の会計年度任用職員を増やし、一部の会計年度任用職員の労働条件が縮小される事態が進んでいる予算は問題であります。枠予算方式でも、義務的経費、人件費、扶助費、公債費といった本町が義務的に支出しなければならない経費は優先的に確保することが必要ではないのでしょうか。役場職員の住民へのサービスの低下や、長時間労働に拍車がかかるのではないとの懸念にはどのように考えているのか、枠予算で人件費も削れとの方針を示したのか。

10点目、最後でございます。

離島交通費助成事業補助金は、小・中学生については無償になる。大人の病院、買物、割引チケットの増額も必要であると考えます。昨年より92万円少ない予算であります。大人のチケットの枚数は1枚でも島の皆さん方に増額されるのでしょうか。

以上、10点質問いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

[休憩 14時00分]

[再開 14時10分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それでは、内田議員からの一般会計議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号1番、法人の町民税の均等割の法人数を減少とした主な理由といたしましては、令和3年度予算では、町に届出のある法人の納税義務者数を基に均等割の予算を計上しましたが、令和4年度予算では、町に届出のある法人のうち、近年、休業届が出ているものや、閉鎖届が提出されていないが、既に事業をやっていないと思われる法人につきましては、均等割の予算から除き、法人の町民税の申告状況から予算を計上したものであります。

均等割の法人数を減少とした産業別の種類につきましては、サービス業、運輸業、卸売小売業、飲食・宿泊業、不動産業、建設業、農業など様々な業種であります。

なお、町独自で法人への税制上の措置を講じることは考えておりません。

次に、2番につきましては、知多地域5市5町で組織する知多地域地方税滞納整理機構は、個人住民税をはじめとした市町税の滞納整理の推進と、参加市町の税務職員の徴収技術の向上に大きな成果を上げていますので、昨年3月議会で答弁させていただいたとおり、本町といたしましては、引き続き参加し、これまでと同様に連携していくものと考えております。

次に、3番につきましては、町税の予算を計上するに当たりまして、基本としましては、税目ごとに過去5年分の収納率の実績の平均値の1%未満を切り捨てた数値を見込みの収納率として算出しております。

町民税の法人分の滞納繰越分につきましては、令和3年度予算では、平成27年度から令和元年度までの5年分の収納率の平均値が10.2%、ここより10%として算出し、令和4年度予算につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年分の収納率の平均値11.7%より11%として算出しております。

一方、固定資産税の滞納繰越分につきましては、令和3年度予算は、平成27年度から令和元年度までの5年分の収納率の平均値14.3%、ここから14%として算出しましたが、令和4年度予算につきましては、近年の収納率の低下を考慮いたしまして、過去5年分の収納率の平均値からではなく、平成30年度から令和2年度までの過去3年分の徴収率の平均値10.7%より10%として算出しております。

最後に、令和3年度の予算の概要に記載いたしました固定資産税の滞納繰越分の徴収猶予収入見込額につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施されました徴収猶予の特例制度の適用を受けた令和2年度分の固定資産税現年課税分が、令和2年度中に納付されず、令和3年度に滞納繰越分となると見込んだも

のでありますが、徴収猶予の特例制度につきましては、令和2年度限りの措置でありますので、令和4年度に滞納繰越分となる徴収猶予のものはありません。以上であります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に答弁する執行部の方たちをお願いします。

内田議員の考え方に変更がないかという質問につきましては、変更がなければ変更なし、簡単明瞭で結構ですので、以後、答弁をよろしくお願いいたします。

次の答弁をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

続きまして、企画財政課所管分につきまして答弁させていただきます。

通告書番号4番につきましては、これまでの考え方と変わっておりませんので、引き続き続けていくものと考えております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

続きまして、総務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号5番につきましては、選挙公報の発行については検討してまいりましたが、悪天候時に離島地域への配布が困難となることや、選挙運動期間が短い中で、期日前投票を行う人も含めて公平に配布することが困難であることなど、解決すべき課題があり、条例化は難しいと考えていますので、町長選挙での予算措置はありません。

次に、9番につきましては、人件費については、令和3年度予算をベースに4年度事業による増減を加味して予算枠を確保しており、一律に削減という方針ではありません。

また、令和4年度予算は、保育所合併の影響等で正規の職員数は3人減少していますが、会計年度任用職員については、町長選挙をはじめ4つの選挙が予定されており、期日前投票所の事務に係る会計年度任用職員を予算化しているため、会計年度任用職員数は増加しています。しかしながら、任用期間は4日から2週間程度と短期間で報酬は少額のため、予算の増額は少なくなっております。

以上で総務課所管分の答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

続きまして、建設課所管分、通告書番号6番につきまして答弁させていただきます。

景観計画の策定は、令和4年度、5年度の2か年で予定しており、4年度におきましては、計画策定に係る基本調査の実施や課題の整理を行い、計画に必要な事項として計画区域、景観形成の基本的な考え方や、南知多町が目指す景観像及び基本目標を設定するまでの業務委託となっております。予算額につきましては、見積りによるものでございます。

業者選定方法につきましては、現在検討中で、指名競争入札、もしくはプロポーザル方式のいずれかとなる予定でございます。

なお、景観条例の制定時期につきましては、計画策定完了後を予定しております。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

続きまして、産業振興課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号7番、農地利用最適化交付金につきましては、活動実績と成果実績の2項目に対しての交付額となっております。

活動実績（能率給A）の最大7,000円とした根拠、最低賃金で時間を記録するのかわきましては、国の実施要綱で月額当たり一律定額5,000円から7,000円で活動実績及び活動内容による計算式で決められており、時間給での積算ではございません。月額7,000円とした理由は、要綱上の最大値としております。

成果実績（能率給B）、何をどう点数化するのか。なぜ最大で26点とするのかについては、能率給Bは農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消に対し、成果実績において点数化いたします。

まず農地の集積・集約化については、単年度集積基準面積、南知多町においては9.21ヘクタールに対する達成度です。また、遊休農地の発生、解消については、単年度解消の表面積、南知多町では45.1ヘクタールとなっております。それに対する達成度を評価するものです。達成度により、それぞれ13点から0点が評価点となっております。農地の集積・集約化については、集約化の実績等により加点もあります。

なぜ26点かにつきましては、実施要綱上の評価点が農地の集積・集約化、遊休農地の

発生防止・解消、それぞれ13点を上限としているため26点となります。

どのような行動が客観的に評価されるのか、誰が評価されるのか、委員同士で納得できる点数化による交付金となると思うかにつきましては、まず能力給Aにおいては、要綱において具体的に算定様式が示されております。先ほど申しましたが、活動実績、活動内容により金額が決められておまして、それに基づき農業委員会事務局のほうでチェック、集計し、算定し、個人に交付を予定しております。

一方、能力給Bは、新たに集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消された面積により算定された点数で交付金が決まりますが、こちらは委員個人ではなく、農業委員会としての成果実績として算出された全体交付金額を各委員にひとしく交付を予定しております。

以上で産業振興課所管分の答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

それでは、最後に、まちづくり推進室所管分について答弁させていただきます。

まず通告書番号8番につきましては、バス、船、共に子どもたちの利用回数、往復利用を想定して設定をしております。

バスにつきましては、小学生全体の往復利用が1,500回、中学生で700回でございます。船につきましては、小学生全体の往復利用が5,151回、中学生で2,575回としております。この回数につきましては、コロナ禍前、平成30年度のバス、船の小人運賃の利用状況を基に、中学生につきましては、小人の利用回数の1.5倍として算定をしております。この利用回数にバス、船の運賃を乗じた額690万円でバス運行事業者であるレスクル、知多乗合、船運航事業者であります名鉄海上観光船の協力を得て無償化を行うものでございます。

また、高校生につきましては、既に定期券によるバス、船の利用が開始されているため、小・中学生と同様の利用回数の設定、予算額の算定ができないと判断し、今回の無償化の範囲から外しているものでございます。

次に、通告書番号10番につきましては、離島交通費助成事業として大人のチケットの交付枚数16枚に変更はございません。予算額につきましては、過去3か年のチケットの利用率、大人が91.1%、子どもが72.7%、こちらを乗じて算出するため、92万円の減額

となっております。

以上で、内田議員からの一般会計議案質疑通告書に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第23、議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者などの自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、令和4年度の加入世帯数は3,027世帯、被保険者数は5,591人と想定し、歳入歳出予算総額は28億3,300万円で、前年度の予算額と比較しまして3,200万円、1.1%の増となっております。

歳出における増額の主な要因としましては、愛知県に納める国民健康保険事業費納付金の増によるものであります。

歳入における増額の主な要因としましては、国民健康保険税の増であります。

新年度におきましては、保険給付費や国民健康保険事業費納付金など、これらの支出

に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

以上で、令和4年度国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第24、議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。

愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受付事務を行います。

令和4年度では加入者を3,665人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は3億830万円で、前年度予算と比較し1,730万円、5.9%増となっております。歳入における増額の主な要

因としましては、保険料の増によるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.3%を占めています。

以上で、令和4年度後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第25、議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険制度は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものであります。

介護保険料につきましては3年ごとに見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき、基準月額を5,000円と設定しております。

令和4年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして3,200万円減の19億9,300万円を計上しています。

歳入の主なものは、保険料3億7,473万9,000円、国庫支出金4億9,167万8,000円、支払基金交付金5億1,460万5,000円、県支出金2億8,606万6,000円及び繰入金3億1,725万8,000円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が18億6,483万8,000円で、歳出全体の93.6%を占めています。

また、このほか総務費が2,636万9,000円、地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が9,914万8,000円となっています。

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものであります。

以上で、介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第22号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第26、議案第22号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第22号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は9,916万5,000円で、前年度予算額より576万5,000円、6.2%の増であります。

予算の主な内容は、歳出におきましては、地方公営企業法適用に関する移行事務費などの総務一般管理費742万1,000円、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,261万7,000円、処理場等設備改良工事などの事業費3,104万5,000円、公債費2,706万6,000円であります。

これらを賄う主な財源といたしまして、使用料及び手数料2,940万1,000円、県支出金1,393万7,000円、繰入金3,291万5,000円、町債2,170万円などを計上しています。

本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

令和4年度末の町債現在高見込額は2億4,598万4,000円であります。

以上で、南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、通告書に従って3点お聞きします。

漁業集落排水の接続戸数は、令和3年も令和4年も751戸で接続率も93%は変わっておりません。一般会計繰入れが3,291万円、基金繰入れはゼロ円、しかし、使用料予算は2,939万円で昨年より22万円減っております。100%の接続は難しいかもしれませんが、汚水処理、生活環境改善、使用料増加のためにも未加入の島民の方への加入の働きかけをする考えはあるのでしょうか。

2点目、地方公営企業会計移行業務委託料で、令和3年度369万円、令和4年度は709万円投入されます。公営企業会計のデメリットでは、経営事務の負担増や複式簿記の専門性の担保、繰入金の査定強化等が課題となっております。南知多町において、公営企業法適用への準備・適用の課題は何でしょうか。

3点目、維持管理費の漁業集落排水の職員の人件費負担金が毎年350万円となっております。何人の方で、主にどのような仕事で350万円は使われている予定なのでしょうか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの漁業集落排水事業特別会計議案質疑通告書に対しまして、答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、未接続者50戸のうち、空き家、更地が28戸、高齢者世帯が25戸で、接続は難しいと思いますが、今後はチラシを配布するなど、少しでも協力を得られるよう推進していきたいと考えております。

次に、2番につきましては、内田議員の御指摘のとおり、公営企業法適用に当たりましては、準備・適用後とも事務の負担増等が懸念されます。しかし、現在、豊富な技術や知識を有している委託業者の下、資産台帳の整備、会計システム導入や複式簿記などの基礎知識を御教示いただきながら移行事務を進めておりますので、今のところ課題はありません。

次に、3番につきましては、職員人件費負担金350万円は、使用料で賄っている集落排水施設の維持管理費のうち、施設の維持管理を担う町職員0.5人分の人件費を負担金として一般会計に支出するものです。

以上で、内田議員からの議案質疑通告書に対する答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第23号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第27、議案第23号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第23号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

師崎港駐車場は、地域住民や観光客の駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

令和4年度の予算総額は9,441万6,000円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料や改修工事などの施設管理費4,497万6,000円、公債費1,879万円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料9,337万1,000円を計上しております。

なお、令和4年度末の町債現在高見込額は3,626万7,000円であります。いまだ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の影響による観光客数の減少に伴い、使用料収入の大幅な減少も危惧されますが、引き続き施設の適正な維持管理に努め、駐車場の健全運営を図ってまいります。

以上で、師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほ

どよろしくお願いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、1点だけお聞きします。

唯一黒字企業です。駐車場基金の積立てがコロナの中で令和2年度は2,788万円あり
ました。令和3年度は1,681万円です。令和4年度の基金積立てが一定の経済効果の回
復を見込んで1,794万円じゃなく、もっと増額しても可能ではないかと思うんですが、
見解はいかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの師崎港駐車場特別会計議案質疑通告書に対しまして、答弁させていた
だきます。

通告書番号5番につきましては、基金の積立額は当該年度の歳入歳出予算の差引きに
係る剰余金を基金として積み立てるものであります。このことから、令和2年度と比較
しまして令和4年度の積立金の減少の主な理由は、経年劣化による駐車場内部の塗装修
繕工事など工事請負費を増額計上しているため、積立金が減少するものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に
付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

日程第28 議案第24号 令和4年度南知多町水道事業会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第28、議案第24号 令和4年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第24号 令和4年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めています。

本町の水需要は、人口の減少、新型コロナウイルス感染拡大に伴う漁業・観光業の不振、節水意識の定着などにより減少傾向が続いており、令和4年度もその傾向が続くと見込まれます。

令和4年度の主な事業といたしましては、岩屋配水区管路耐震化工事、県道改良工事に伴う岩屋配水場改修工事及び豊丘歩道設置に伴う配水管布設替工事などの実施をすることとしています。

予算の内容として、収益的収支におきましては、収入額7億3,170万2,000円に対し、支出額6億9,288万8,000円で、差引き3,881万4,000円、税込みを計上したものでございます。

また、資本的収支におきましては、収入額の6,240万8,000円に対し、支出額2億6,935万5,000円で、その収支差引不足額2億694万7,000円につきましては、建設改良積立金などで補填するものであります。

令和4年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額9億6,224万3,000円で、前年度予算額に比較しまして4,905万1,000円、4.9%減となっております。

令和4年度末の企業債残高見込額は14億2,758万7,000円であります。

以上で、水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお

願いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、最後、1点だけお聞きします。

水道事業会計は大変難しくよく分かりません。水道事業収益は令和2年度7億7,321万円、令和3年度は7億4,761万円、令和4年度予算は7億3,170万円と低く見積もっております。令和2年度の給水戸数は8,224戸で、令和3、4年度は8,270戸となぜ低く見積もるのでしょうか。

また、水道料金の滞納があった場合に、滞納対策はどのようにするのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの水道事業会計議案質疑通告書に対しまして、答弁させていただきます。

通告書番号4につきましては、本町における観光業及び漁業への新型コロナウイルス感染症の影響がいまだなお続いているため、事業収益が増える見込みが立たず、令和4年度給水戸数は令和2年度より増ではありますが、水道事業収益全体では低く見積もるものであります。

また、水道料金滞納者へは督促状及び催告書をお願いしていますが、それでも納付しない滞納者には、給水停止等の通知も含め、個別に納付の依頼を継続的に行っています。

以上で、内田議員からの議案質疑通告書に対する答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 請願第1号 「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第29、請願第1号 「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第1号につきましては、請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様、御苦勞さまでした。

[散会 14時50分]